

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当日の翌日)に当るときは、その翌日)

目次

昭和三十九年度に許可すべき保安林の立木の皆伐面積の限度
昭和三十九年度に許可すべき指定施業要件が定められていない保安林の立木の皆伐面積の限度
昭和三十九年度に許可すべき保安林の立木の皆伐面積の限度
休養地の設定

告示

鳥取県告示第四百三十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の第三項の規定により、昭和四十年年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類

同一の単位とされる保安林の所在場所
市郡町大字字

皆伐面積の限度
区域単位備考

土砂流出防備保安林 八頭 若桜

〇、二二 若桜

土砂流出防備保安林	八頭 若桜	〇、二二	若桜
水源かん養保安林	米子市、西伯郡及び日野郡のうち溝口町及び江府町	三四七、一三	米子地区
智頭	智頭	三、二八	智頭
船岡	船岡	〇、四八	船岡
用瀬	用瀬	一、五二	用瀬
大山	大山	四、〇二	大山
中山	中山	〇、一〇	中山
米子	米子	〇、一〇	米子
会見	会見	一、三二	会見
岸本	岸本	四、六六	岸本
西伯	西伯	三、六二	西伯
溝口	溝口	四、一四	溝口
江府	江府	二、四四	江府
宮内	宮内	一〇、五九	宮内、坊領
赤松	赤松	〇、〇六	門野
孝霊山	孝霊山	二、二〇	孝霊山
法勝寺	法勝寺	〇、八二	法勝寺
大谷奥	大谷奥	〇、一〇	大谷奥
志津	志津	〇、三〇	志津
栗尾	栗尾	一、三一	栗尾
大原	大原	〇、六六	大原
宮内	宮内	〇、〇四	宮内
大谷	大谷	〇、三一	大谷

鳥取県告示第四百三十一号

森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和四十年度における指定施業要件が定められていない保安林の立木の皆伐による伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度	単位区域備考
水源かん養保安林	鳥取市、気高郡、岩美郡及び八頭郡のうち河原町及び郡家町	九五、二九 ha	鳥取地区
土砂流出防備保安林	岩美	六八、二七	岩美
"	国府	五、八六	国府
"	福部	〇、三〇	福部
"	鳥取	四二、三六	鳥取

"	"	〇、〇八	東伯 槻下
"	"	〇、〇四	金屋
"	"	〇、八〇	杉地
"	"	六、三四	野田
"	"	一、五〇	福永
"	"	三、四四	倉坂

"	"	気高	気高	一、三六	気高
"	"	"	青谷	〇、六八	青谷
土砂流出防備保安林	"	鹿野	"	二〇、一四	鹿野
"	八頭	河原	"	四、二八	河原
"	"	郡家	"	六、五七	郡家
干害防備保安林	岩美	岩美	長谷	二、八四	"
"	鳥取	高路	"	八、三二	"
"	八頭	船岡	喜才谷山	〇、四〇	"
"	"	"	"	〇、二八	"
"	"	"	明見谷東平	一、三二	"
"	"	水口	血見谷東平	一、〇二	"
"	"	池ノ内下平	"	一、四〇	"
水源かん養保安林	倉吉市及び東伯郡	三四〇、七五	倉吉地区	四三、一六	東郷
土砂流出防備保安林	東伯	東郷	"	一三、五二	三朝
"	"	三朝	"	一七、九六	関金
"	"	関金	"	二七、五六	倉吉
"	倉吉	倉吉	"	一一、九八	東伯
"	東伯	東伯	"	〇、六四	日野
水源かん養保安林	日野郡のうち日野町及び日南町七九六、九一	日野地区	"	二、〇四	日南
土砂流出防備保安林	日野	日野	"	四、九三	"
"	日南	日南	"	二、四二	"
干害防備保安林	気高	末用	"	"	"
"	鹿野	水谷	"	"	"

鳥取県告示第四百三十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の第三項及び森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和四十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類 同一の単位とされる保安林 皆伐面積の単位区域 考 限 度 名 考 備

水源かん養保安林 八頭郡のうち河原町及び郡 七二、一八 八頭地区 家町を除く地域

鳥取県告示第四百三十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したから、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八号)第二十四条の規定により告示する。

昭和四十年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	区域	存続期間及び設定
田河内 休猟区	山陰線陸上鉄橋を基点とし、同基点から県道陸上方面に進入するに至り、同境界を至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十年八月六日から昭和四十一年八月三十一日まで
荒金 休猟区	岩美郡岩美町大字荒金神社入口を基点とし、同基点より西に進入するに至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十年八月三十一日から昭和四十一年八月三十一日まで
松原上 休猟区	鳥取市奥細川から日丸自動車線西方面に進入するに至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十年八月三十一日から昭和四十一年八月三十一日まで
瀬木加 休猟区	八頭郡佐治村大字加瀬木地区の加瀬木橋を基点とし、同橋より西に進入するに至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十年八月三十一日から昭和四十一年八月三十一日まで
安部 休猟区	八頭郡八東町地内の国道二十九号線以北の旧安部村一円の地域	昭和四十年八月三十一日から昭和四十一年八月三十一日まで

